

鎌 総 第 1490 号

令和 4 年 (2022 年) 8 月 26 日

鎌倉市議会議長 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

事務担当

総務課総務担当 (内線2242、2243)



議会受付番号	文書質問第7号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	市長 (環境部 環境保全課) (総務部 公的不動産活用課) (各施設所管課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第7号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

旧野村総研跡地建物、滑川レストハウス、市役所本庁舎、学校施設を始め、他の全ての鎌倉市内の公有施設のアスベスト含有調査を行ったかどうか、またその結果の状況、含有が認められた施設の今後の対応、及び含有調査を行っていない公有施設で、建設年度などから推測して、含有の疑いがある施設の今後の調査等を、どのようにおこなうのか伺いたい。

2 質問の理由

緊急性が高い問題であるにも関わらず、問題の把握がきちんとできていない部署が見受けられるので。

3 答弁

(1) 調査の経過

鎌倉市内の公有施設のアスベスト使用状況の調査については、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となった平成17年度に、府内に「対策調整会議」を設置し、吹き付けアスベスト、吹き付けロックウール、吹き付けひる石等のいわゆるレベル1の石綿含有建材（以下「吹付アスベスト等（レベル1）」という。）及び、石綿含有保温材、断熱材等のいわゆるレベル2の石綿含有建材（以下「石綿含有保温材等（レベル2）」という。）のうち折板裏打ち石綿断熱材が使用されているかどうかを調査しました。調査の対象は、国からの調査依頼に基づく平成8年度以前に竣工した建築物で、市庁舎、行政センター、社会福祉施設、学校教育施設、社会教育施設など、市及び市教育委員会が管理している198施設です。調査は、当時の環境省のガイドラインに基づき、設計図書によるチェックと目視による現場確認を行い、吹付アスベスト等（レベル1）及び折板裏打ち石綿断熱材が使用されている可能性のある36施設を特定した後、これらの施設の建材について委託によ

る成分分析調査を行いました。その結果、8施設について吹付アスベスト等（レベル1）の使用を確認しました。使用を確認した8施設については、現在、旧野村総合研究所跡地建物を除き、除去済みとなっています。

本件調査の内容は、平成17年市議会9月定例会総務常任委員会及び文教常任委員会並びに同年市議会12月定例会総務常任委員会において報告を行いました。

さらに、平成20年度には、平成17年度の調査では対象外であった3種類のアスベスト（トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト）及び平成17年度の調査では公式な分析方法がなかったバーミキュライト（ひる石）の含有の有無について、追加の成分分析調査を委託により行ったところ、含有の可能性がある29施設の建材のうち3施設の建材で含有が確認されましたが、いずれの施設も除去工事は完了しています。

その後も国から、吹付アスベスト等（レベル1）及び石綿含有保温材等（レベル2）の使用状況及び調査・対策の状況について照会が行われており、市において各施設の状況の把握を行っています。

令和4年4月時点において、吹付アスベスト等（レベル1）の調査や除去等を行っていない市所有施設は3施設で、その内訳は、吹付アスベスト等（レベル1）の使用を確認している施設は旧野村総合研究所跡地建物で、吹付アスベスト等（レベル1）の使用の可能性がある施設は平成21年度に取得した旧前田邸、及び坂ノ下レストハウスです。

（2）アスベストの調査及び対策についての市の考え方

上記の、令和4年4月時点で吹付アスベスト等（レベル1）の調査または除去等を行っていない、旧野村総合研究所跡地建物、旧前田邸、坂ノ下レストハウスについては、解体・活用等の際に、調査を行い必要な対策を行うこととしています。

次に、石綿含有保温材等（レベル2）については、平成17年度及び平成20年度の調査で折板裏打ち石綿断熱材は使用していないことを確認しています。折板裏打ち石綿断熱材を除くその他の保温材等は、施設利用者等へのばく露のおそれの低い場所（天井裏やパイプスペース等）で使用されており、設備改修等を行う機会に調査・除去等を行っているところですが、劣化・損傷の状況によっては除去が必要となる場合があるため、適切な維持管理に向けて、建築物の年代、規模、利用状況等を踏まえ、順次調査を行う予定とされています。

また、石綿含有建材のうちいわゆるレベル1及びレベル2に該当しない、いわゆるレベル3の建材である石綿含有成形板等については、日常使用の中で特別な管理を必要としないとされているため、改修及び解体を行う際に法令に基づき適切に調査・除却等の対策を行うこととしています。

令和4年文書質問第7号に係る答弁内容整理表

	レベル1 石綿含有吹付け材	レベル2		レベル3 石綿含有成形板等
		屋根用折板裏打ち断熱材	左記以外の配管保温材等	
調査年度	H17		未実施	未実施
調査対象施設	198施設 (アスベストの規制が強化(H7)されたH8以前に竣工した建物)			
うち 成分分析調査対象施設 (委託)		36		
アスベスト使用施設	8	旧野村総合研究所跡地建物		
除去済み施設	7			
未除去施設	1			
調査年度	H20		未実施	未実施
成分分析調査対象施設 (委託)	29 対象施設：(H17の成分分析調査対象36施設からアスベスト使用を確認した8施設を除いた28施設に、1施設(七里ガ浜町内会館)を追加) 調査内容：H17の成分分析調査では対象外であった3種類のアスベスト(トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト)、及び公式な分析方法がなかったバームキュライト(ひる石)について追加調査			
アスベスト使用施設	3			
除去済み施設	3			
未除去施設	0			
その後の追加施設数 (新たな取得等)	2			
目視等調査済み施設	1	旧前田邸		
未調査	1	坂ノ下レストハウス		